

1 合意した者

- (1) 株式会社中国バス
- (2) 鞆鉄道株式会社
- (3) 広島県公安委員会
- (4) 広島県知事
- (5) 中国運輸局長
- (6) 広島国際空港株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所名：広島空港発バス乗り場（3番）

所在地：三原市本郷町善入寺64番地31

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

(1) 運行事業者

- ア アサヒタクシー株式会社
- イ 大平交通株式会社
- ウ 双葉運輸株式会社
- エ 備三タクシー株式会社
- オ 有限会社白市交通
- カ 株式会社エフ・ジー
- キ ひろでんモビリティサービス株式会社

(2) 使用車両

- ア ワゴンタイプ車両（普通車9人乗り）
- イ ミニバンタイプ車両（普通車5人乗り）
- ウ セダンタイプ車両（普通車5人乗り）

(3) 事業形態

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

(4) 事業内容

地域共創型広島空港アクセス強化事業

4 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

- (1) 2の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者の運用を最優先とし、トラブルとならないように配慮すること。
- (2) 2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする
- こと。
- (3) 2の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者の運行に影響が出ないように運行時刻等について調整を図ること。